

事実婚関係に関する申立書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所
申立者 氏 名
電話番号

私たちは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出をしていませんが、事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦であることに相違ありません。

なお、不妊治療等の結果、出産した子について、民法（明治29年法律第89号）の規定による認知を必ず行います。

記

夫婦氏名等		夫	妻
	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
夫婦の住所が異なる場合の住所			